

## 「公共のみどり」認定基準についての考え方（川崎市緑化指針を準用）

<関係要綱等の正式名称及び条項>

【要綱】…川崎市みどりの事業所の推進に関する要綱第2条第5号

【要領】…川崎市みどりの事業所の推進に関する実施要領第2条第2項

【基準】…川崎市公共のみどり認定基準

### ★ 「公共のみどり」の認定基準

【要綱：第2条第5号】

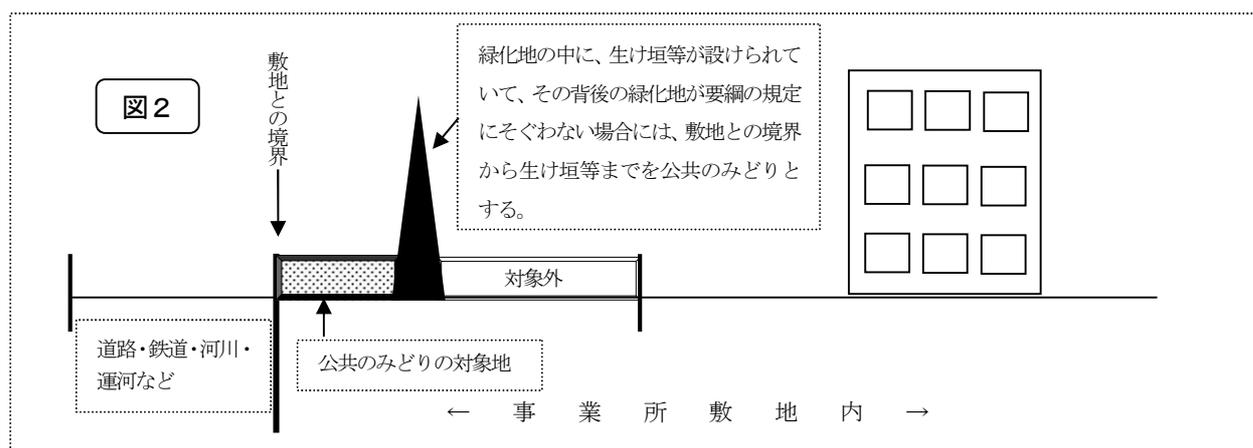
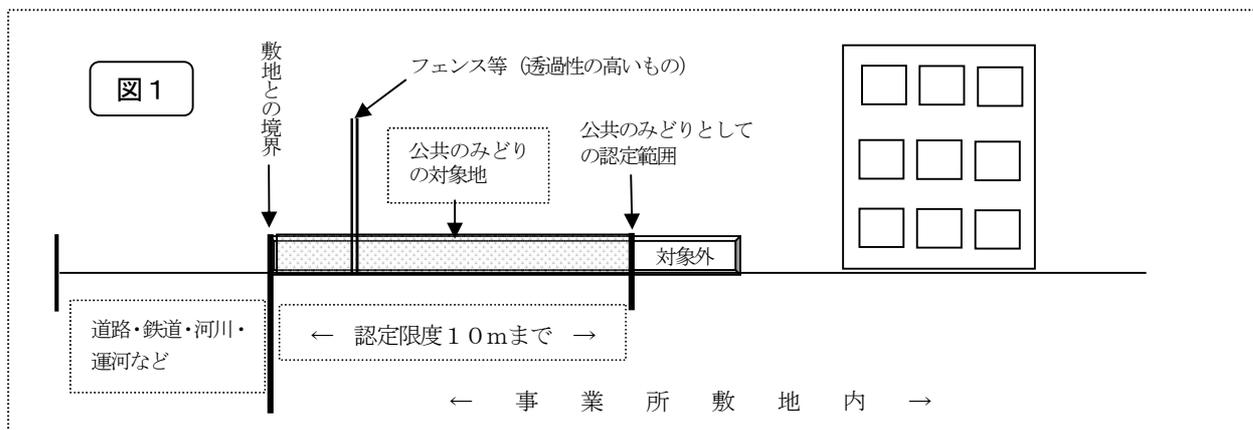
不特定多数の人々の目に触れ、地域の景観形成に寄与している緑化地など

【要領：第2条第2項】

- (1) 道路、鉄道、河川、運河などに接する緑化地
- (2) 大景木（指針で規定する景観構成上重要な一定の規格を有する樹木）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

【基準：第3条】 ＊要領第2条第2項各号における基準

- (1) 道路、鉄道、河川、運河などに接する緑化地
  - (イ) 道路、鉄道、河川、運河などの敷地との境界から幅員1m以上ある緑化地とし、10mまでの範囲を公共のみどりの面積として計上することができる。
    - ・ 緑化地にフェンス等が設けられている場合においても、フェンス等の構造が透過性が高く、背後の緑化地が目視可能な状態である場合には、敷地との境界から10mまでの範囲の緑化地を公共のみどりとする。（図1）また、生け垣等で遮られ、背後の緑化地が要綱の規定にそぐわない場合には、敷地との境界から生け垣等までの緑化地を公共のみどりとする。（図2）



(ロ) 道路に接して、幅員が1m以上ある緑化地については、接道部緑化として取り扱い、指針を準用し、緑化地面積の1.5倍を公共のみどりの面積として計上することができる。

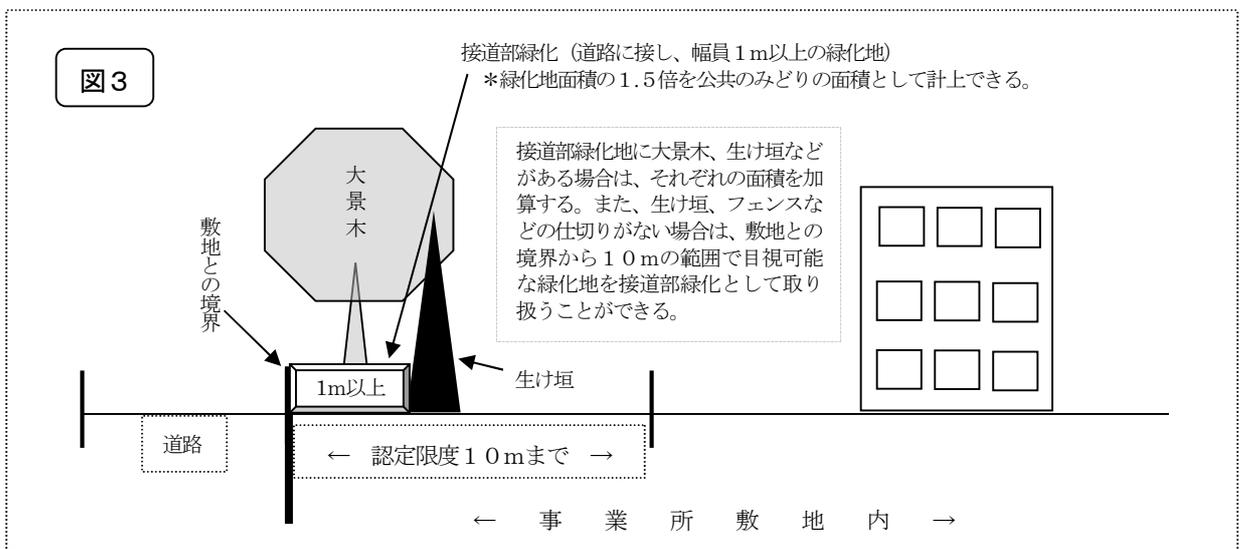
**\* 接道部緑化**

接道部緑化は次の条件を満たすことにより、緑化地面積の1.5倍を公共のみどりの面積とすることができる。

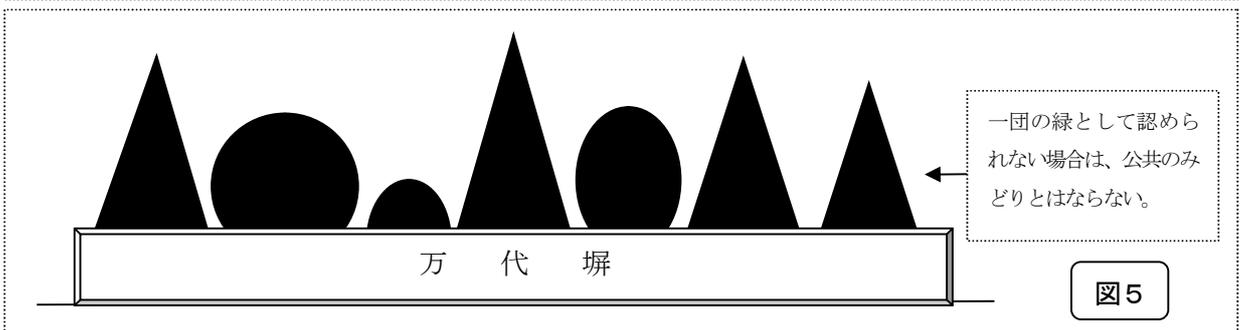
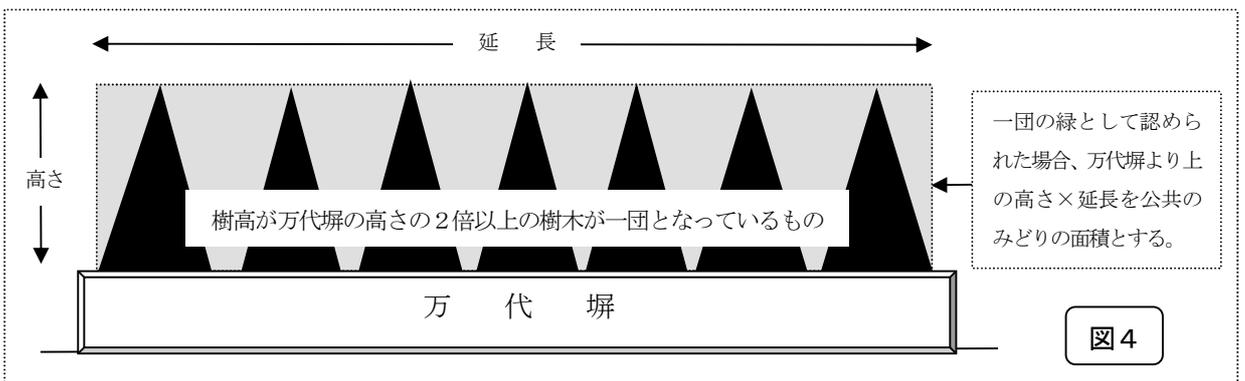
- ・ 緑化地の幅員は1.0m以上確保してあること
- ・ フェンス等の構造物が設けられている場合には、道路空間と一体としてとらえられることができるような配慮がしてあること

- ・ 接道部緑化地に大景木、生け垣等がある場合には、それぞれを公共のみどりの面積として加算する。

(図3)



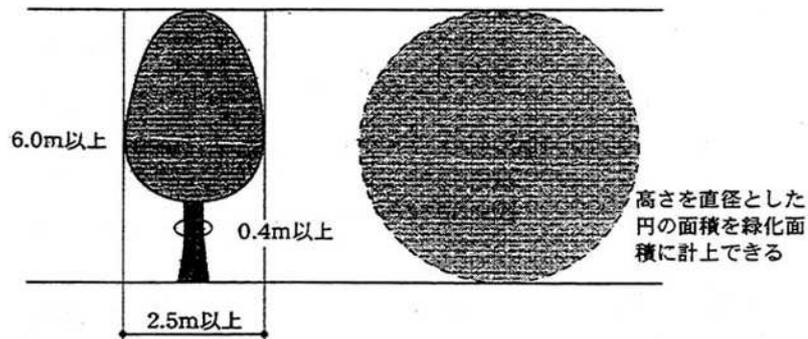
(ハ) 万代塀に囲まれた緑化地は原則対象としないが、樹高が万代塀の高さの2倍以上となっている樹木が一団の緑を形成していると認められる場合においては、万代塀上の樹木 (目視可能な樹木) の高さ×延長を公共のみどりの面積として計上することができる。(図4・5)



- (2) 大景木（指針で規定する景観構成上重要な一定の規格を有する樹木）  
 大景木については、高さ6m以上で目通周0.4m以上、葉張2.5m以上の高木とし、高さを直径とした円の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。

**\*大景木植栽**

用途地域に関わらず大景木(施設や地域のシンボルツリー・ランドマークツリー等として高さ6.0m以上、目通周0.4m以上、葉張2.5m以上の高木)を植栽している場合には、高さを直径とした円の面積を公共のみどりの面積とすることができる。



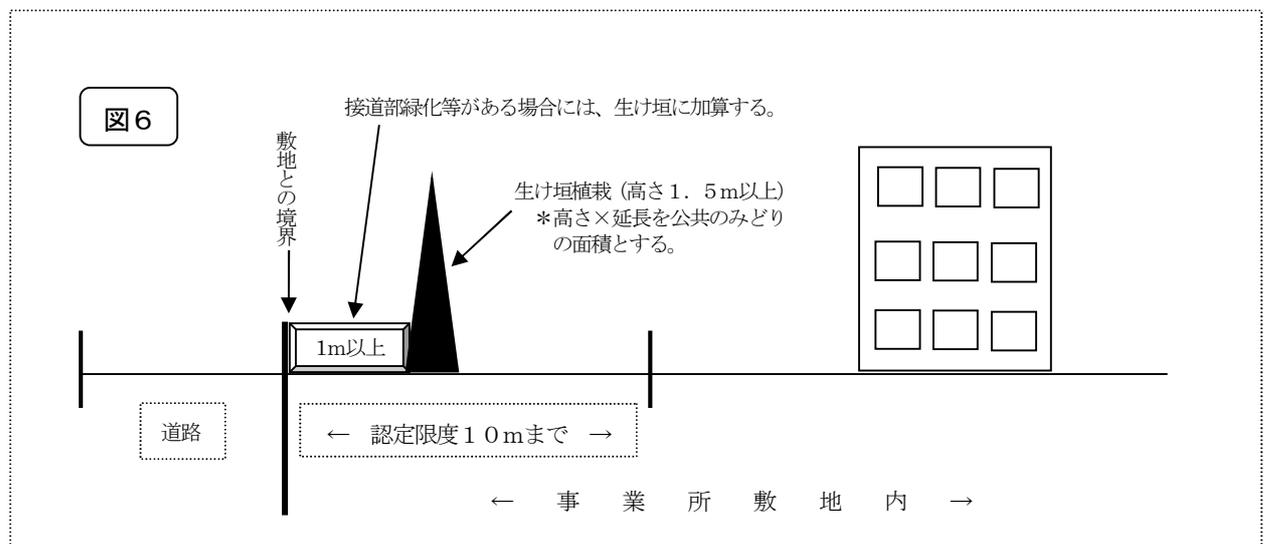
- (3) そのほか市長が認めるもの

次の各項目のうち、要綱の規定を満たしているものについて、公共のみどりとする。また、面積の算出方法等については、指針を準用する。

- (イ) 生け垣植栽・接道している高さ1.5m以上の生け垣

**\*生け垣植栽**

接道部に生け垣（高さ1.5m以上）を行った場合は、高さ×延長の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。（図6）



(ロ) 壁面緑化…建築物の壁面や擁壁につる植物等で緑化した壁面緑化

**\* 壁面緑化**

建築物の壁面や擁壁につる植物等で緑化を行った場合、次の条件を満たすことにより、壁面の高さ×延長の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。ただし、高さについては、4.0mを超えてカウントすることはできない。

- ・ 敷地外から目視可能な部分であること
- ・ 植栽地の幅員は0.3m以上確保してあること
- ・ 植物による被覆が可能な材質、構造であること

(ハ) 水辺地…事業所内の池などの水辺地

**\* 水辺地**

池などの水辺地は公共のみどりの面積として計上することができる。

\* 「屋上の緑化」については、緑化指針の規定に基づき、緑化面積として計上することはできるが、要綱の規定を満たすものとは考え難いことから、公共のみどりとすることはできない。